

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をすることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

内容

令和10年3月31日までに育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を全従業員に行う。

対策

令和5年10月～諸制度について経理部で調査
令和10年1月～パンフレット作成の上、全従業員に周知

